

くらしのフレッシュ便



広島県生活センター

相談ファイル

～携帯電話のトラブル～

＜相談内容＞

無料と思ってサイトを開き、進んでいたら登録になり、利用料金を請求する画面になった。もう一度サイトをよく見たら、分かりにくいところに規約があり有料となっていて「支払わない場合は自宅に直接回収に行く」となっていた。
(20歳代 男性)



＜アドバイス＞

サイトを利用した場合は、利用した番組の運営業者に適切な料金を支払うのが原則です。ただし、登録（利用）するつもりはなかたのにクリックしただけで登録になったような場合は、それだけで契約が成立したことにはなりません。

また、利用料金を自宅まで回収に来たといったケースは今のところありません。

＜相談内容＞

サイトを開いていたら「個人識別番号を送信しますか？」とあったので「NO」にしたのに「登録完了」の画面になった。自分の情報が相手に分かるのだろうか。
(10歳代 女性)

＜アドバイス＞

個人識別番号とは、携帯電話機の製品番号や製造番号のことで、携帯電話番号・メールアドレス・住所・名前などの個人情報は含まれていません。たとえ個人識別番号が送信されたとしても、相手に個人情報が送信されることはありません。

また、携帯電話会社が、個人情報を開示することはありません。

メールを開いただけでは料金を請求されることはありません。なにかしら、メールに書かれているアドレスへアクセスしているためにこのようなトラブルに巻き込まれることになるのです。見覚えのないメールやアドレスには、不用意にアクセスしないようにしましょう。また、有料サイトとは分かりにくいものも多いので事前に利用規約をきちんと確認しましょう。

情報ファイル

～個人情報流出を防ぐには～

知らない業者から電話勧誘を受けたり、ダイレクトメールが頻繁に届いたりといった不快な思いをしたことはありませんか。

最近、企業が持っている個人情報の流出事故・事件が相次いでいます。

普段、何気なく記入している氏名、住所、電話番号、生年月日、職業などの個人情報が自分の思いもよらないところで利用され、迷惑な行為や犯罪に利用されるといったケースが起きています。

こうしたトラブルを未然に防ぐためには、むやみやたらに情報をばらまかないに越したことはありませんので、次のことに気をつけましょう。

＜自分でできる防止策＞

- ・ 個人情報の利用目的を確認すること
- ・ 必要最小限の情報のみ記入すること
- ・ 知らない相手からのメールや電話には応じないこと
- ・ 使用目的のわからないアンケートなどにむやみに回答しないこと
- ・ ホームページなどで必要のない個人情報を記入しないこと



消費生活相談状況(7月) ※9月27日現在確定分

7月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、4,021件ありました。

情報料等を請求するハガキやメールなどが届いたという架空請求・不当請求の相談が依然として多く寄せられています。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	2,927
2	融資サービス	196
3	医療用具	51
4	書籍・印刷物	49
5	自動車	39

～ お 知 ら せ ～

消費者啓発講座

日 時	場 所	対 象	講 師
10月4日(月) 10:30～12:00	広島市 厚生年金会館	高齢者	消費生活アドバイザー 大牟田絢子
10月4日(月) 13:00～14:30	廿日市市 山陽女子短期大学	2学年	消費生活アドバイザー 橋本明子
10月6日(水) 13:00～14:30	庄原市 峰田小学校	高齢者	消費生活アドバイザー 正藤英夫
10月8日(金) 10:00～11:30	河内町 保健福祉センター	民生委員	センター職員
10月14日(木) 13:00～14:30	熊野町 熊野西公民館	高齢者	消費生活専門相談員 石橋奉功
10月17日(日) 13:00～14:30	庄原市 庄原実業高校	高校生, P T A, 教員	消費生活アドバイザー 岡田恵子
10月20日(水) 16:00～17:30	大和町 保健福祉センター	ホームヘルパー, ケアマネージャー	センター職員
10月22日(金) 10:00～11:30	府中町 柳ヶ丘集会所	高齢者 (いきいきサロンメンバー・ボランティア)	消費生活専門相談員 川村佐和子
10月29日(金) 13:30～15:30	広島市 五日市公民館	高齢者, 民生委員	消費生活専門相談員 川村佐和子

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階

消費啓発グループ TEL 082-513-2731